

令和7年度当初予算編成方針

令和6年9月5日

1 伊根町における行政課題と今後の財政運営

内閣府が発表した令和6年8月の月例経済報告によれば、我が国経済の基調判断は、「一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」とし、先行きについては「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。」としている。

また、国は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）で、長期にわたり染み付いた「デフレ心理」を払拭し、社会全体に、賃金と物価が上がることは当たり前であるという意識を定着させ、デフレからの完全脱却、そして、経済の新たなステージへの移行へとつなげ、少子高齢化・人口減少を克服し、国民が豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会の実現させることを重点施策としている。

さらに、歳出構造を平時に戻し、成長と分配の好循環を拡大させ、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリの効いた予算編成を進めるとしている。

本町の歳入予算のほぼ半分を占める普通交付税は、令和6年度決定額が前年度から増額（前年度比 16,376 千円）となったが、令和7年度は算定人口の減少による普通交付税の減額が見込まれる。

このようななか、令和7年度はまちづくりの指針である「第6次伊根町総合計画（みんなで創るええまち）」（後期基本計画）の初年度となります。総合計画を着実に推進し堅実な中にも総意工夫をこらし、将来の目標像である「ひと・まち・くらし・しごと」の全てが輝く「ええまち」の実現に向けた予算編成を実施するものとする。

2 令和7年度当初予算編成の基本方針

○ 施策の重点化

令和7年度は第6次伊根町総合計画『みんなで創るええまち』後期基本計画の初年度として、計画達成のために限られた財源を有効に配分する。

必要な事業を常に検討し、財源が確保できたときは即実施できるよう心掛ける。また、財源が確保できないから尻込みするのではなく、効果のある事業は積極的に提案する。

突発的な事業を実施するのではなく、持続可能な行政運営が図れるように、人材確保も含めて中長期の視点に立った施策を進める。

○ 財政の健全化

将来に渡り持続可能な安定した行財政基盤を確立するため、安易に基金からの繰入れを受けることなく予算の単年度主義の原則を堅持し、最少の経費で最大の効果をあげることできる事業を推進する。

伊根中学校改築事業、観光施設整備事業、宮津与謝クリーンセンター、防災行政無線設備整備事業の償還が始まったことにより令和8年度までは公債費が増額する。そのため、令和7年度の新規発行額は償還額未満（概ね5億円弱）に抑制する。

○ 住民本位の行政推進

住民ニーズを的確に町政に反映させ、成果を重視した行政推進を図るための効果的・効率的な取組を進めるとともに、これまで以上にサービスの質的向上を図る。

○ 最適な人員配置

昨今の厳しい採用環境などを踏まえ、経営資源である人員の再配分を念頭に置き、最少のコストで最大の成果をあげることができる所要の人員算定を行う。

再任用職員（定年前・暫定）については、これまで培った知識・経験・能力等の次世代職員への継承や長年の懸案事項の解決を図るなど、再任用職員（定年前・暫定）が、組織内で活躍できるように効果的な配置に努める。

会計年度任用職員については、より効果的・効率的な事業執行を勘案のうえ活用するとともに、職務内容による採用を行うこと。

3 具体的な見積方法

(1) 歳入に関する事項

町税等一般財源の確保に最大限努力するとともに、安易に一般財源に依存することなく特定財源の確保を基本に、次により積算すること。

① 町税

的確な課税客体を把握し、確実と見込まれる額を積算すること。

② 分担金及び負担金

事業の内容、受益の程度、他事業との均衡等を勘案し適切な額を積算すること。

③ 使用料及び手数料

条例等に基づき年間収入見込額を積算することとするが、施設使用料については過大見積りとなることのないよう適切な額を積算すること。

④ 国・府支出金

補助事業といえども安易に事業補助金を受けず実効性のあるもののみ実施すること。積算にあたっては情報を可能な限り収集し、超過負担とならないよう留意すること。

国・府の予算編成の状況、制度改正、一般財源化等の動向に留意するとともに、情報収集を積極的に行うなど、対象経費、補助（負担）率、基準単価等を的確に把握し、過大とならないよう確実な額を積算すること。

⑤ 繰入金

事業実施に明確な動機をもち、基金創設の意義を達成し得る事業の特定財源とすること。

⑥ 町債

関係機関と十分連絡調整を図り、交付税措置の有利な町債の確保に努めること。
後年度負担を鑑みて発行額の平準化に留意すること。

⑦ その他の収入

従来の実績額等を精査し、確実と見込まれる収入額を積算すること。

(2) 歳出に関する事項

住民要望、社会経済情勢の変化等を踏まえて、事業の有効性、妥当性、効率性等を検討し、所要額を要求すること。

前年度同様、普通交付税確定後予算補正するのではなく、年度内に実施する事業は当初予算に計上すること。

維持管理経費を繰越予算にて確保しないこと。

① 義務的経費

人件費、扶助費、公債費については、精査の上、適正に算定した所要額を要求すること。

時間外勤務手当については、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する観点等を踏まえて、改めて効率的な事務執行を心掛け、削減を図ること。

会計年度任用職員の業務内容及び労働条件を再精査し、必要人員及び時間数を要求し、安易に雇用をしないこと。とくに、フルタイム会計年度任用職員は、常時勤務を要する職の業務を担うものであり、臨時的な業務にて雇用をしないこと。また、安易に雇用するのではなく事業効果を向上するために業務委託などを検討すること。

② 経常的経費

事務事業執行の改善を図るべく極力縮減に努めること。特に物件費については、より一層の節減を行うことを前提に従前の実績等と比較し、内容について十分精査し要求すること。

また、安易に事業を継続することなく、業務、事務事業の見直し、終期が到来した事業がないか確認を行うこと。

③ 投資的経費

地方財政計画等、国・府の動向を的確に把握し、事業の緊急性、効果、事業量と事業費の妥当性を充分精査し要求すること。

近年、交付金や町債を財源とした普通建設事業や事業課以外の普通建設事業が多くなり、予算を繰越す事案が増えている。年度内完成できる事業のみ要求すること。

④ 繰出金

法令等繰出基準に基づき明確に区分した積算とすること。

⑤ 特別会計・公営企業会計

業務運営の合理化及び効率化を徹底し、安易に繰入等に依存することなく、独立採算の堅持に努め、なお一層の経営努力を行うこと。

所要経費の積算に当たっては、一般会計に準じて経費を積算し要求すること。特に公営企業会計においては物件費等管理経費の増嵩が利用者負担や一般会計負担に直結することを十分認識し、効率的な執行に努めることを前提として要求すること。さらに、説明責任を果たすため、これらの経費に係る法令等の繰入基準を明確に示した予算要求とすること。

（３）その他留意点

緊急時の財政支出を必要以上に長期化・恒常化させず、計画的な投資も一体的に検討し歳出と歳入のバランスを保つとともに、中長期の視点に立った持続可能な行政運営を進める。

また、昨今の厳しい採用環境などを踏まえ業務効率化や業務廃止を進め事業の省力化を図る。